

1 事業名

所沢市特定教育・保育施設等重大事故再発防止検証委員会条例の一部改正

2 事業の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の定義における乳児等通園支援事業の追加等について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

子ども・子育て支援法、児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第131号 所沢市特定教育・保育施設等重大事故再発防止検証委員会条例の一部を改正する条例

(定義)

第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 略
- (2) 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業
- (3) 略
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業
- (5) 児童福祉法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）が提供する事業
- (6) 略

(定義)

第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 略
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業
- (3) 略
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）が提供する事業
- (5) 略